

沖縄県風致保全方針

平成16年3月

沖縄県

目 次

1. 沖縄県風致保全方針策定の目的	1
2. 風致保全方針の位置づけ	1
3. 風致の概念	2
4. 風致地区制度の経緯	2
5. 風致地区制度の概要	2
1) 風致地区における行為の規制	3
2) 許可基準	3
6. 風致保全方針	14
1) 風致地区の保全方針に関する事項	14
2) 風致地区の種別の区分に関する事項	14
3) 風致地区の地区別方針に関する事項	17
4) 風致地区における風致の保全及び創出のための施策に関する事項	32
参考資料	34

1. 沖縄県風致保全方針策定の目的

風致地区は、都市の風致を維持するために定められた地区である。都市の風致とは、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観といえ、その指定地としては、一般的に自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などである。

沖縄県で指定されている風致地区は、基本的に市街地及びその縁辺部に位置し、都市の自然的環境を保全する上で重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、各風致地区的地区特性は多様であることから、今日、風致の維持・創出については地域の実情に応じたきめ細かな対応を図ることが必要になっている。そのため、個々の風致地区における中心となる風致を明確にし、将来的にどのような風致地区を目指していくのか、その地域づくりの指針となる「風致保全方針」を定めることが求められている。そして、風致保全方針を定めることにより、地区内の住民の積極的な理解と合意を得え、良好な地域環境を保全及び創出することに結びつくことを目的にしている。

なお、本方針は、今後の土地利用状況の変化や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて追加、改訂を行うものとする。

2. 風致保全方針の位置づけ

「沖縄県広域緑地計画」の基本方針では、「沖縄の緑の特性を生かした緑地づくり」が掲げられ、その中で具体的に「特徴ある亜熱帯沖縄の琉球弧の自然を永続させる緑地づくり」、「琉球王国の歴史文化を継承する緑地づくり」、「土地利用密度の高い市街地を災害から守り環境を改善する安心快適な緑地づくり」、「健康増進やスポーツ活動と体験活動や保護休養の環境となる緑地づくり」、「沖縄らしい景色を広げる緑地づくり」を示している。

風致地区は市街地と周辺の環境保全に重要な役割を持ち、沖縄県広域緑地計画では都市的土地区画整理事業が郊外化している現状も踏まえ、市街地及びその周辺における風致環境を維持するため積極的に風致地区の指定を検討することを位置づけている。

風致保全方針は、上記の基本方針で示されている方向性を踏まえ、その実現化のための一つの方策として、風致地区制度の果たしている役割や考え方を明記するものである。

3. 風致の概念

風致地区指定の対象要件としては、平成12年5月改正の都市計画法に基づき都市計画に対する地方自治体独自の方針の作成を支援する目的で定められた都市計画運用指針において、以下のように示されている。

- 風致地区は、都市計画区域内（準都市計画区域を含む）における次のいずれかに該当する土地について、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な土地の区域を定めることが望ましい。
 - 樹林地若しくは樹木に富める土地（市街地を含む）であって、良好な自然的景観を形成しているもの
 - 水辺地（水面を含む）、農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの
- ここでいう風致とは、「おもむき」「あじわい」などのことで、「人におもむきを感じさせる情景、場面」を「風致に富む」と表現することが可能な概念。
- また、風致には、見ることのできる景観としての「物」だけでなく、静寂さ、鳥のさえずり、小川のせせらぎ音、風の香りなど自然界に存在する、感じ取ることのできるあらゆる事象も含まれている。

4. 風致地区制度の経緯

風致地区制度は、全国的には大正8年の旧都市計画法において初めて制度化されたことに伴い創設された。

沖縄県においては、琉球政府時代の昭和31年に那覇市の漫湖風致地区がはじめて指定されたのを皮切りに昭和47年の本土復帰前までに6地区が指定され、復帰後の昭和52年に石川市の前原地区が指定されている。

その間、漫湖風致地区については昭和35年に、前原風致地区については昭和61年に規模縮小し現在に至っている。

5. 風致地区制度の概要

風致地区制度は、風致地区内の自然的環境の骨格をなす山地や丘陵、河川及び市街地に残る緑豊かな環境を守り、育てることで都市景観の形成を図り、緑豊かな生活環境に寄与するものである。

「都市の風致」とは、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然環境であることから、風致地区は良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めるも

のである。

1) 風致地区における行為の規制

風致地区内における行為の規制内容については、都市計画法 58 条により、政令で定める基準に従い、各地方公共団体が条例で定めることができるとされており、沖縄県においては以下の①～⑦の行為について風致の維持創出を図るため規制を行うものである。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③木竹の伐採
- ④土石の類の採取
- ⑤水面の埋立て又は干拓
- ⑥建築物等の色彩の変更
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

2) 許可基準

地域の特性に応じたきめ細かい風致地区づくりを誘導するため、風致地区の種別化を行い、その地区にふさわしい規制を行う。

このため地区の現況、土地の利用状況等を参考としながら、地区ごとの特性に応じた風致地区を 4 つの区分に種別化し、そのため許可の基準についても、種別ごとに設定する。

種別化の内容や種別化に伴う段階規制に関する方針については、後段の風致保全方針の項目で記述している。

■主な許可基準一覧表（素案）

		行為の許可基準			
		第1種	第2種	第3種	第4種
建築物等の新築の場合	(1)から(2)まで	高さ	8m以下	10m以下	10m以下
		建ぺい率	20%以下	30%以下	40%以下
	(1)から(2)まで	壁面から道路境界線	3m以上	2m以上	2m以上
		壁面から隣地境界線	1.5m以上	1m以上	1m以上
	緑地率	50%以上	40%以上	30%以上	20%以上
	斜面地における建築物の建築	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6メートル以下であること。			
	位置、形態、意匠	建築物の位置、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
建築物等の改築の場合	(1)仮設の場合	ア 建築物等の構造が容易に移転し、又は除去ができるものであること。 イ 建築物等の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
	(2)地下に設ける場合	建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
	建築物以外の工作物	建築物以外の工作物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
建築物等の改築の場合	建築物の場合	ア 改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。 イ 改築後の建築物の位置、形態及び意匠が改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
	建築物以外の工作物の場合	改築後の建築物以外の工作物の規模、形態及び意匠が改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			

		第1種	第2種	第3種	第4種
建築物の増築の場合	① 高さ から ② 以外の建築	建築物等の新築に同じ			
	建ぺい率				
	壁面後退				
	斜面地における建築物の建築				
	位置、形態、意匠				
建築物以外の工作物の場合	① 仮設の場合	ア 増築に係る部分の建築物等の構造が容易に移転し、又は除去することができるものであること。 イ 増築後の建築物等の規模及び形態が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
	② 地下に設ける場合	増築後の建築物等の位置及び規模が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
建築物以外の工作物の場合		増築後の建築物以外の建築物等の規模、形態及び意匠が増築が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなこと。			
建築物等の移転の場合	建築物の場所	第1種	第2種	第3種	第4種
	壁面から 道路境界線	3m以上	2m以上	2m以上	2m以上
	隣地境界線から	1.5m以上	1m以上	1m以上	1m以上
建築物以外の工作物の場合	位置	移転後の建築物の位置が移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
	建築物以外の工作物の場合	移転後の建築物以外の工作物の位置が移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			

緑地率	宅地の造成等	第1種	第2種	第3種	第4種						
		50%以上	40%以上	30%以上	20%以上						
		宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないと。									
1ヘクタールを超える場合	1ヘクタールを超える場合	1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては次にあげる行為を伴わないこと。 ア 高さが4メートルを超えてのりを生ずる切土又は盛土 イ 風致の維持上特に枢要な森林で、あらかじめ、知事が指定したものの伐採。									
	1ヘクタール以下の場合	1ヘクタール以下の宅地の造成等で、上記のアに規定する切土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。									
木竹の伐採	次に掲げる伐採で、かつ、その伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないと。 ア 必要な最少限度の木竹の伐採 イ 森林の抾伐 ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採										
土石の類の採取	土石の類の採取の方法が露天堀りではなく（必要な埋めもどし若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと。										
水面の埋立て又は干拓	次の要件に該当するものであること。 ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌（ぼう）が該当土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。 イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないと。										

建築物等の色彩の変更	変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがあること。

建築物の高さについて

条例においては、建築物の高さを8m以上10m以下の範囲で定めることとなっています。

高さ8mは、概ね2階建てに相当する高さで、この高さだと建築物は中木及び高木によってほぼ覆われます。

高さ10mは、概ね3建てに相当する高さで、この高さだと建築物は成長した高木によってほぼ覆われます。

■建築物の高さイメージ図



建築物の建ぺい率について

建ぺい率とは、建築面積の敷地面積に対する割合をいいます。

条例においては、建築物の建ぺい率を20%以上40%以下の範囲で定めることとなっています。

建ぺい率20%は、特に樹林に富んだ土地利用が可能となります。

建ぺい率40%は、空地60%が確保され、一定の樹木の生育空間が確保されます。

■建ぺい率イメージ図



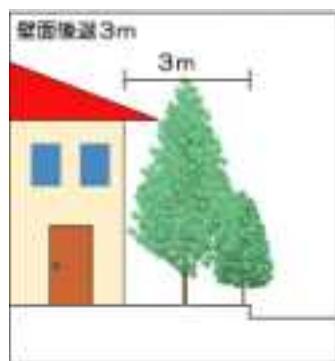
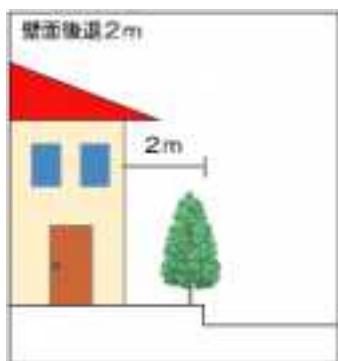
建築物の壁面後退について

条例においては、建築物の壁面後退を1m以上3m以下の範囲で定めることとなっています。なお、1mの意味は隣地境界等道路に接しない部分についても2m以上（両方の敷地で確保される空間）を確保するものです。

2mとは、生垣及び若干の中木を植栽するスペースを確保することができます。

3mとは、生垣・中木及び高木を植栽するスペースを確保することができます。

■壁面後退イメージ図



法面の高さについて

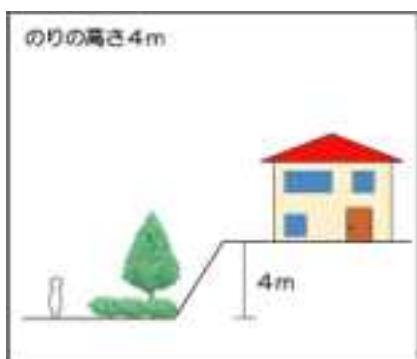
条例においては、1haを超える土地造成により生じるのり面の高さを4m以下で定めることとなっています。

のり面の高さ4m以下は、のり面が周辺の高木と調和しうる高さです。

1ha以下の土地造成については、風致と著しく不調和とならないものであることとなっています。

■のりの高さイメージ図

(1haを超える場合)



「緑地率」とは

植栽の措置が施された土地の面積(緑地面積)の敷地面積に対する割合をいう。
(樹木の樹冠により被覆された土地及びこれらと一体となって良好な風致を形成していると認められる草本、地被、庭園内の池や庭石も含める。壁面緑化、芝生等による駐車場緑化、屋上緑化は除く。)

「緑地率イメージ」

条例においては、緑地率を20%以上50%以下の範囲で定めることとなっています。

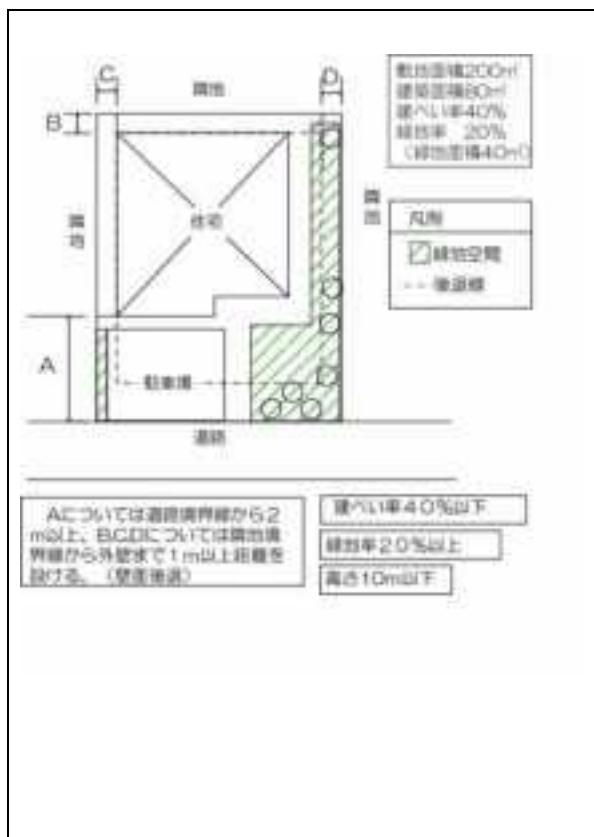
緑地率50%では、既存の緑の保全を含めてまとまりのある緑が確保できることから、質の高い風致を維持することができます。

緑地率20%は、一般的な住宅地の緑化の目安とされており、風致地区における風致を維持するためには必要な緑地量となっています。

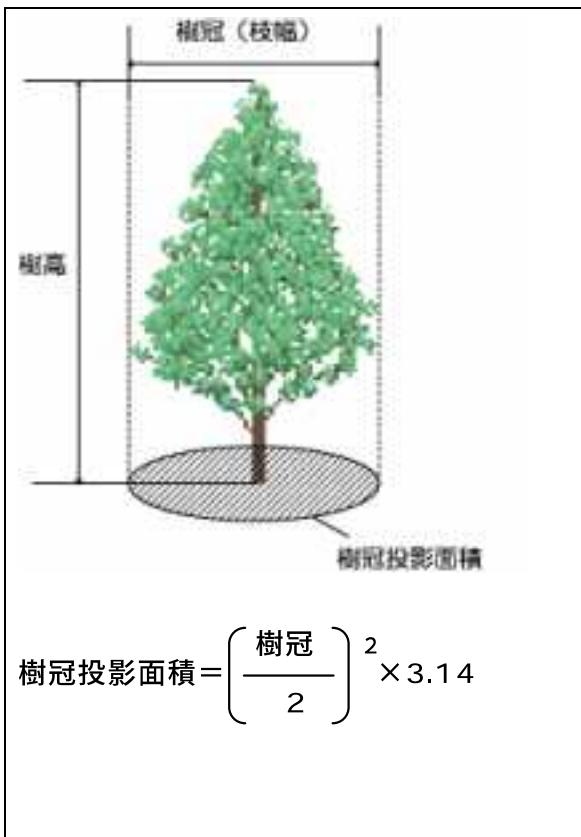
「植栽イメージ」

中心となる風致資源と一体になるような自然的環境の連続を図る上から、可能なかぎり高木・中木の植栽をすることとします。目安としては、新築に際して植栽時高さ1m以上、将来高さ3m以上に成長する樹木を建築完成時までに植栽することを基本とします。

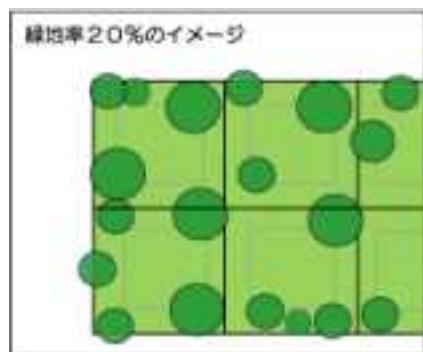
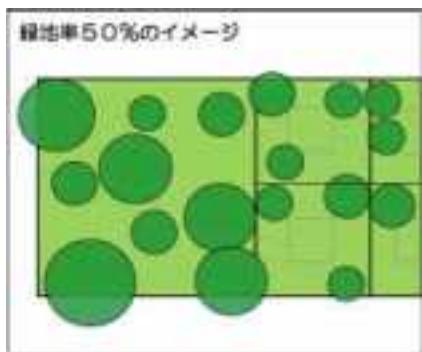
■緑化イメージ図



■樹冠投影面積の考え方



■緑地率イメージ



建築物等の色彩について

条例においては、変更後の建築物等の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和することとなっています。

そのため、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔などの色彩の変更に際しては許可が必要になっています。

沖縄県の風致地区における中心となる風致資源は、基本的に樹林地や水辺地となっています。これらの自然的環境を有する地域では、建築物等は緑にとけ込んで或いは一体となった景観が求められています。

したがって、建築物等の色彩については、色調（トーン）でいえば、こい色、明るい色、暗い色、にぶい色などはさけ、基本として、うすい色をベースに土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和することとします。

■形態・意匠・色彩等イメージ



素材の統一感が保たれています。



配慮を欠いた色彩は自然と不調和を生みます。

斜面地における階段状の建築物について

条例においては、斜面地における建築物の建築は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が 6 メートル以下であることとなっています。

斜面地において、建築基準法の地盤面の考え方を適用した場合、高低差 3 メートルごとの平均面からの高さが建物の高さ規制を満たしていれば階段状の建築物が可能となり、風致が維持できないおそれがあります。

したがって、通常の高さ規定に「地面と接する位置の高低差を原則として 6 メートル以下」・「斜面地における高さ規定」を追加することにより斜面地における風致の維持を図ることとします。

■斜面地における階段状の建築物の規制



○主な用語の定義（解釈）

用語	定義
①建築の高さ	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面からの高さによる。 ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物で、屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築面積の8分の1以内の場合でその部分の高さが5mまでは当該建築物の高さに算入しない。
②建築物の新築	<ul style="list-style-type: none"> 新築とは、新たに建築物を建築するもの及び増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。
③建築物の増築	<ul style="list-style-type: none"> 増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、次の要件のいずれにも該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ア 既存の建築物と同一の敷地内で建築されるものであること イ 既存の建築物と用途上不可分の建築物の建築であること
④建築物の改築	<ul style="list-style-type: none"> 改築とは、建築物の全部または一部を除去し、同一の規模、内容で建て直すことをいう。
⑤建築物の移転	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の移転とは、同一敷地内で建築物を解体せず別の位置に移すことをいう。
⑥工作物	<ul style="list-style-type: none"> 土地に定着する工作物のうち建築物以外のもの。 墓は工作物として取り扱う。
⑦宅地の造成等 (宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更をいう。)	<ul style="list-style-type: none"> 宅地の造成とは、主として宅地その他の建築物を建築するために行う土地の形質の変更をいう。 土地の開墾とは、主として田畠等の用に供するために行う土地の形質の変更をいう。 その他の土地の形質の変更とは、宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘（⑨参照）等以外の土地の掘さく、盛土、切土等をいう。
⑧木竹の伐採	<p>次に掲げる以外の木竹の伐採</p> <ul style="list-style-type: none"> 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 仮植した木竹の伐採 必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
⑨土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 土石の採取とは、土を取り去り、又は石を削り取る等の行為をいう。 鉱物の採取とは、本格的な鉱物の採掘のほか、鉱物の有無、品質、稼行の適否を調査するための試掘も該当する。
⑩水面の埋立て 又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> 水面の埋立てとは、水面に土砂を運び入れ地盤を高めて新たに陸地を造ることを、干拓とは、水面を堤防で締め切り、排水して新たな陸地を造ることをいう。
⑪建築物等の色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔及び建築物の屋外階段、高架水槽その他大規模な工作物の色彩の変更をいう。

⑫屋外における 土石、廃棄物 又は再生資源 の堆積	<ul style="list-style-type: none"> • 建築廃材や土砂等を積み上げる行為のことをいい、面積が 10 平方メートル以下であり、かつ、高さが 1.5 メートル以下である行為以外の堆積行為。 • 廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第二条第一項に規定する廃棄物をいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。 • 再生資源とは、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第二条第四項に規定する再生資源をいい、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであつて、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
------------------------------------	---

6. 風致保全方針

1) 風致地区の保全方針に関する事項

沖縄県の自然環境は、島しょ性・亜熱帯性自然を特徴とするが、反面、人為的影響に対しては脆弱であるといわれている。そのため、先人たちはその脆く壊れやすい自然の基で、自然のもつ環境保全上の仕組みを上手に用いて、時間をかけて自然を大切に使い、生きていくための生活や生産の場を築いてきた。

このような背景の中で現存している沖縄県の風致地区は、本県の豊かな自然環境と人々が共存してきた場所として、今後ともその風致に富む場所の保全を図る必要がある。加えて、都市化の進展によりその保全が厳しくなっている小規模緑地は、その環境の多様性が失われたところについては回復・再生し、新たな良好な風致を創出することも目指し、全体方針を以下のように設定する。

①都市の重要な自然的基盤や骨格的な緑の風致資源を保全及び創出する。

- 島しょ県における都市の重要な自然的基盤や骨格的な緑の風致資源を将来に受け継ぐため、その保全及び創出に努める。

②骨格的な緑などと一体となって存在する歴史・文化的資源のある風致資源を保全及び創出する。

- 小規模緑地や小残丘などには、グスクや集落の御嶽、湧水等の歴史・文化的資源が多く存在し、自然的環境と一体となって調和しており、その風致の保全及び創出に努める。

③地区特性を生かした自然環境をもとに、中心となる風致資源と一緒に調和した風致を保全及び創出する。

- 自然的条件と都市構造の異なる沖縄本島をはじめ石垣島、宮古島のそれぞれの地区特性を生かした自然環境をもとに、それぞれの中心となる風致資源と一緒に調和した風致を保全及び創出に努める。

2) 風致地区の種別の区分に関する事項

風致地区における各種別は、中心となる風致資源との関連性や現状の土地利用状況を踏まえ、目指すべき風致に応じた規制基準を定めるものとして区分する。

○第1種風致地区

景勝地、生物の生息域等、特に優れた自然景観を有する樹林地、水辺地等の地区で、風致を保全する必要があるもの



イメージ写真（水面部分）

高さ	建ぺい率	緑地率	壁面後退
8m以下	20%以下	50%以上	道路部分 3m以上 その他の部分 1.5m以上

○第2種風致地区

丘陵地、斜面地等、優れた自然景観を有する樹林地、水辺地等の地区で、当該地区的土地利用と調和しつつ、風致を保全し、及び創出する必要があるもの



イメージ写真（斜面地部分）

高さ	建ぺい率	緑地率	壁面後退
10m以下	30%以下	40%以上	道路部分 2m以上 その他の部分 1m以上

○第3種風致地区

既存の樹林地、水辺地等と一体となり、緑豊かで良好な景観を有する住宅地等の地区で当該地区的土地利用と調和しつつ、風致を保全し、及び創出する必要があるもの



イメージ写真（住宅地部分）

高さ	建ぺい率	緑地率	壁面後退
10m以下	40%以下	30%以上	道路部分 2m以上 その他の部分 1m以上

○第4種風致地区

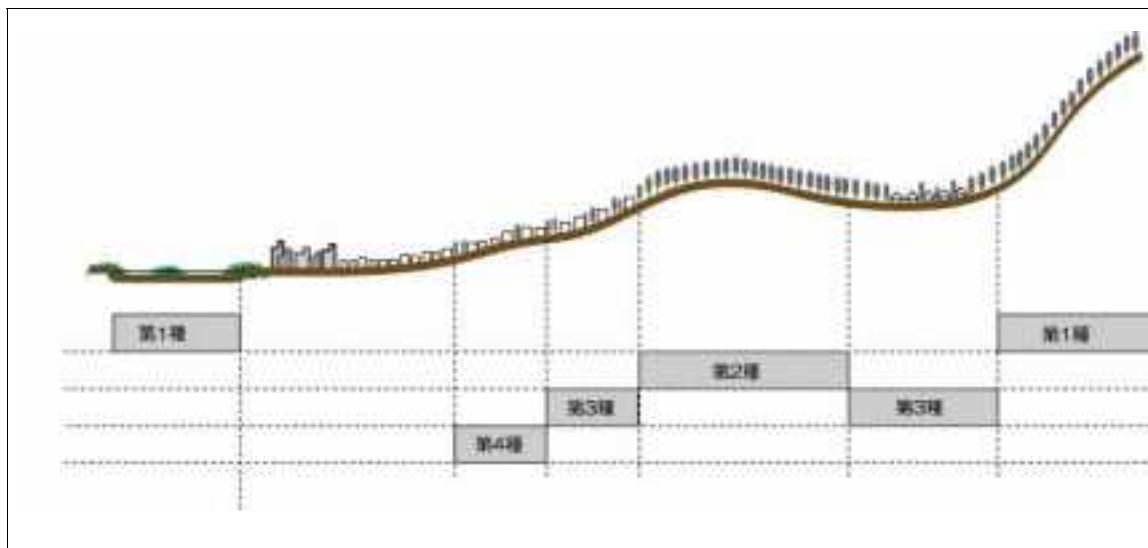
第1種、第2種あるいは第3種風致地区のいずれかに隣接し、かつ、緑豊かで良好な景観を形成する住宅地等の地区で、当該地区的土地利用と調和しつつ、風致を保全し、及び創出する必要があるもの



イメージ写真（住宅地部分）

高さ	建ぺい率	緑地率	壁面後退
10m以下	40%以下	20%以上	道路部分 2m以上 その他の部分 1m以上

■種別化のイメージ図



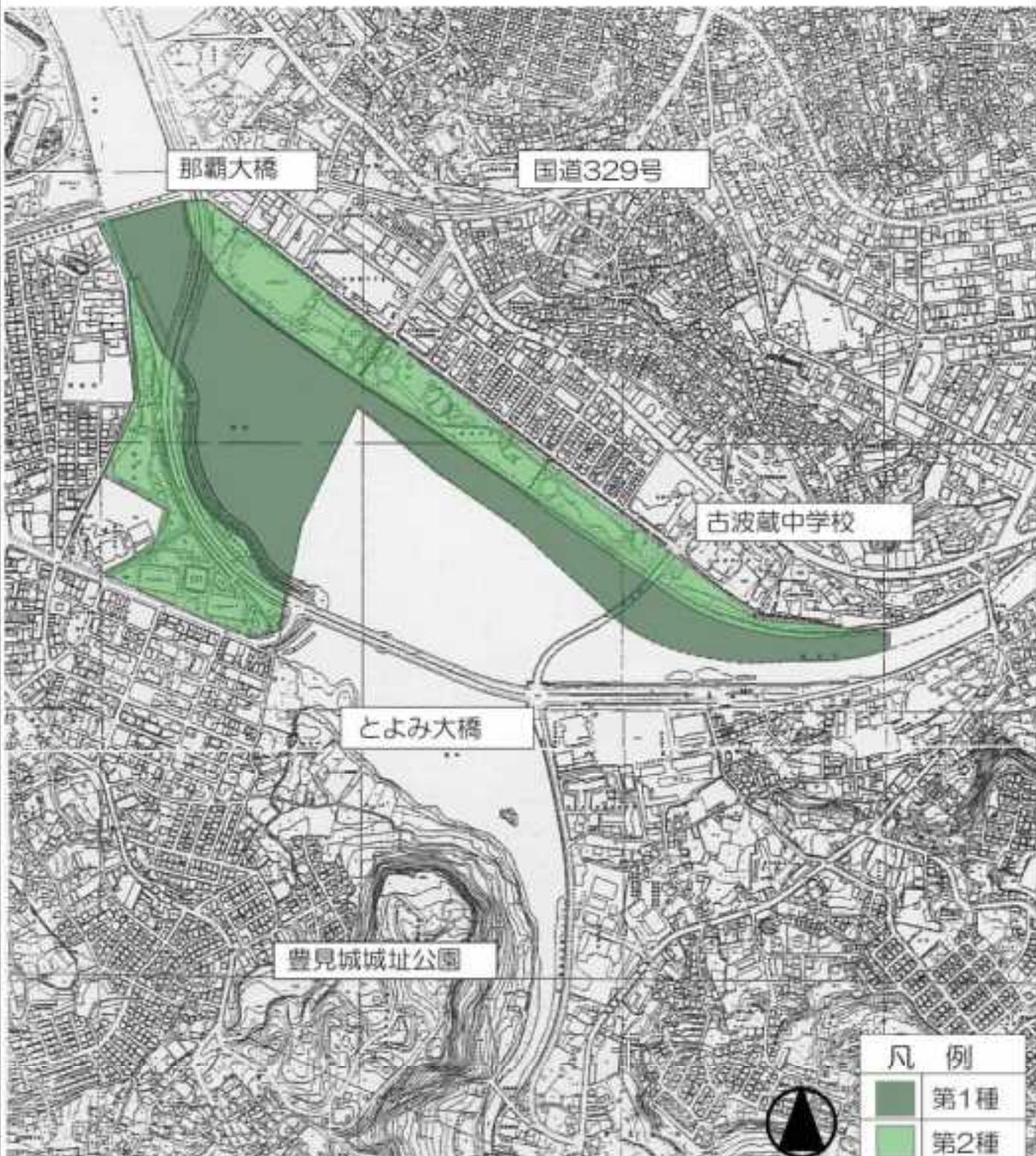
3) 風致地区の地区別方針に関する事項

各風致地区の地区特性や中心となる風致資源を整理し、風致保全目標、風致の保全及び創出に関する方針を明らかにした地区別方針を定めている。

①漫湖風致地区（県管理）

位置	那覇市古波蔵3丁目、4丁目、鏡原町
指定年月日	<ul style="list-style-type: none"> 昭和31年（1956年）3月23日決定告示 昭和35年（1960年）8月3日変更告示
指定面積	<ul style="list-style-type: none"> 不明（昭和31年告示） 43.9ha（昭和35年告示）
関連制度の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域 都市公園区域 鳥獣特別保護区域
指定経緯及び理由	<ul style="list-style-type: none"> 漫湖は現在の那覇港那覇埠頭の奥に深く湾入した入り江である。 長虹堤築造（1451年）以前の漫湖を含む那覇西海岸一帯は潟原であり、長い年月を経て泥砂が堆積し陸地化が拡大した。それでも、1800年代までは奥武山・ガーナ森・仲毛・仲島の大石などが湖中に浮かぶ風景がみられ、那覇の景勝地であったといわれている。 戦後、那覇市の都市計画により、漫湖は市街地を取りまく大緑地帯として位置づけられ、昭和31年に風致地区に指定されている。 その後、土地需要の増大に対応するため埋立が進み、昭和35年に規模縮小し、昭和46年には、風致地区全域が総合公園として計画決定されている。
地区特性	<ul style="list-style-type: none"> 国場川と饒波川の二つの河川の合流点に広がる河口湖であり、干潟とマングローブ林は沖縄本島でも有数である。 渡り鳥の飛来地として自然観察の拠点でもあり、人と自然の交流する空間となっている。 市街地の中に残された貴重な水辺空間であり、1999年（平成11年）にラムサール条約に登録された（登録湿地面積58ha）。
中心となる風致資源	<ul style="list-style-type: none"> 渡り鳥の大切な餌場である泥質干潟 マングローブやヨシ原、河畔林などの植生
種別	<ul style="list-style-type: none"> 第1種風致地区：水辺の泥質干潟（ラムサール登録湿地） 第2種風致地区：その他公園区域（陸部）
風致保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ラムサール条約に指定された泥質干潟やマングローブやヨシ原などを地区の象徴として保全する。 公園整備等の公共施設については、水辺空間と調和した良好な風致を保全及び創出する。
風致の保全及び創出に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 第1種風致地区に指定されている中心となる風致資源である泥質干潟は、上流の河川環境とも調整しつつ、その保全に努める。また、マングローブやヨシ原などの植生については、生物多様性の観点から、その保全と維持・創出に努める。 第2種風致地区の陸地部の公園区域については、泥地やマングローブ等の河畔林などの風致と一体となった修景緑化などに配慮する。 その他の公共公益施設については、風致の保全及び創出に努める。

漫湖風致地区

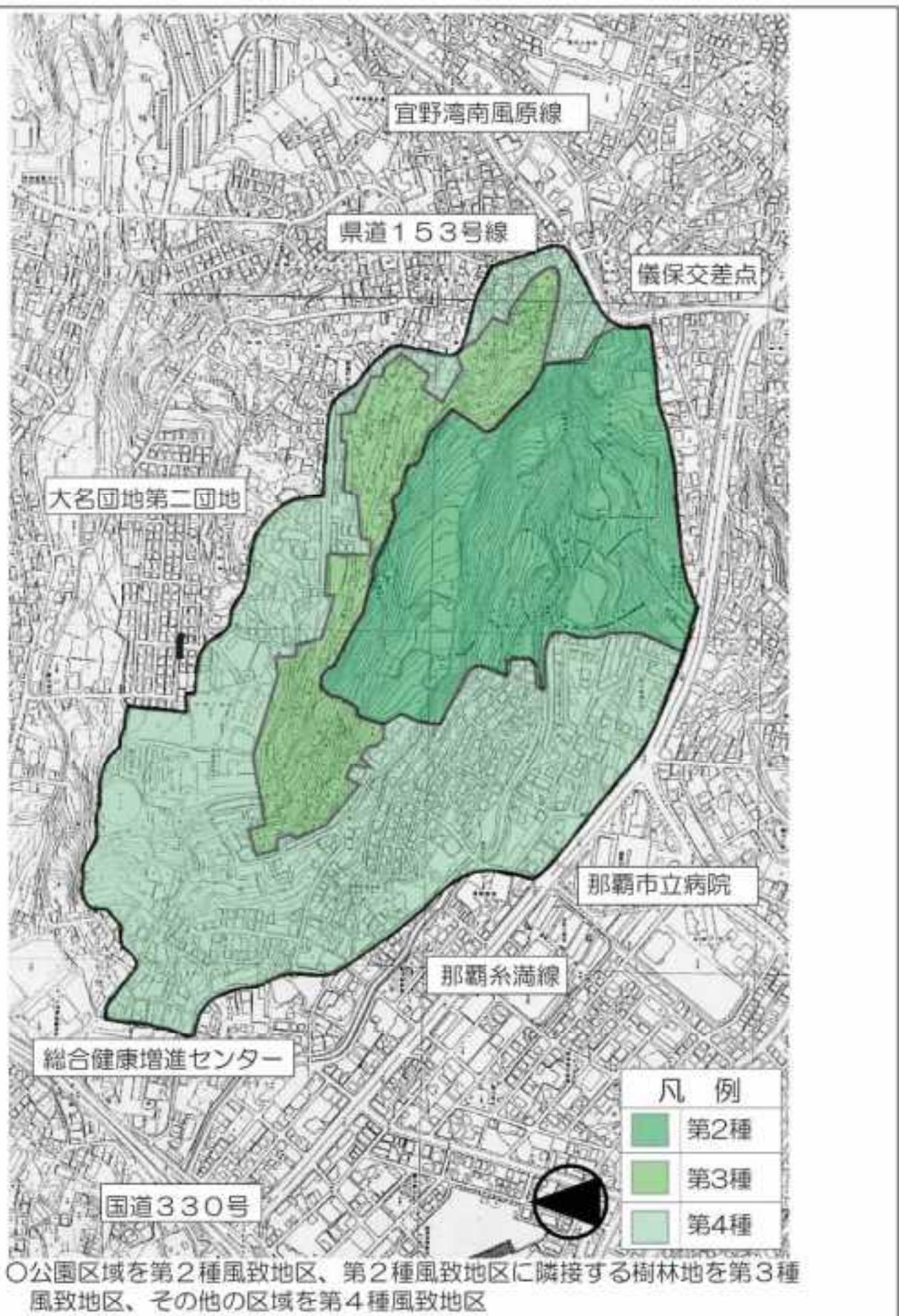


○風致地区内のラムサール条約に指定された湿地区域を第1種風致地区、
陸部を第2種風致地区

②末吉風致地区（県管理）

位置	那覇市首里末吉町1、2、3、4丁目、平良町2丁目、儀保町4丁目、大名町1丁目
指定年月日	・昭和36年（1961年）12月19日決定告示
指定面積	・67.6ha（昭和36年告示）
関連制度の指定状況	・用途地域 • 都市公園区域 • 鳥獣保護区域 ・保安林
指定経緯及び理由	<ul style="list-style-type: none"> ・末吉風致地区は、安謝川上流域に位置し、地形の変化に富み、川を挟み斜面地が連続する。 ・集落背後の丘陵斜面樹林地には、琉球八社のひとつである末吉宮が立地し磴道を含み末吉宮跡として国史跡に指定されている。その他、組踊「執心鐘入」の舞台となった遍照寺跡、集落の拝所である御嶽などが点在し、歴史性・文化性に富んだ地区である。また、琉球王府時代には集落の松苗床が設けられ、毎年10月には集落の松林の補植が行われていた。 ・戦後、那覇市の都市計画により、市民が身近に行楽できる場として位置づけ、昭和36年に風致地区指定されている。 ・当初指定から40年以上も経過しているが、都市部の中にあって年々その自然性の重要度は高まっている。
地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・県都那覇市の緑の骨格を形成する貴重な斜面緑地である。 ・特定植物群落をはじめ、国指定天然記念物や県指定の小動物が生息し、市街地の中での多様な自然性を有する。 ・近年、総合公園である公園区域内には自然学習等の宿泊研修施設「森の家みんみん」（NPO管理）等も立地し、都市部における先端的な活動や実践の場としても重要な場所となっている。
中心となる風致資源	・緑の骨格となっている丘陵斜面樹林地
種別	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種風致地区：末吉公園区域 ・第3種風致地区：末吉公園に隣接する墓地が点在する樹林地 ・第4種風致地区：その他の地区
風致保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史性、文化性、自然性の高い末吉公園は地区の象徴として保全する。 ・宅地については、緑豊かな公園緑地に連続して緑と調和した良好な風致を創出する。
風致の保全及び創出に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種風致地区に指定されている末吉公園の丘陵斜面緑地は、市民に親しまれる都市公園区域として、今後とも保全及び創出する。 ・第3種風致地区的墓地が点在する北側の既存樹林地は、公園区域と一体となって保全及び創出する。 ・第4種風致地区的末吉集落地区は、湧水や拝所、小街路等の集落資源と斜面緑地の緑の塊等の保全に努め、丘陵斜面緑地と一体となった風致を保全及び創出する。また、その他宅地においては、緑の維持創出に努める。 ・安謝川沿いの水辺空間を保全し、緑の多い風致に努める。

末吉風致地区



③九年又風致地区（県管理）

位置	名護市大東4丁目、大中5丁目、大北2丁目、名護
指定年月日	• 昭和38年（1963年）7月16日決定告示
指定面積	• 29.8ha（昭和38年告示）
関連制度の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> • 用途地域 • 都市公園区域 • 自然公園区域 • 保安林 • 森林地域 • 砂防指定地
指定経緯及び理由	<ul style="list-style-type: none"> • 標高345mの名護岳から西側に連続する標高200m以下の起伏の大きい丘陵地である。 • 桜の名所である名護城跡を含む県営広域公園である名護中央公園の一部を含む。風致地区の大部分は、公園区域の北側に位置し、市街地を取り囲む名護岳山麓の一画を占める。 • 公園の緑豊かな景観と連続し、その緩衝帯としての機能から風致地区に指定されている。
地区特性	<ul style="list-style-type: none"> • 都市の輪郭を形づくる地形骨格部に位置し、併せて、沖縄海岸国定公園の特別地域、森林鳥獣生息地としての県設名護岳鳥獣保護区、水源涵養林としての保安林も一部、重複指定されており、多様な機能を有する地区である。 • また、丘陵ふもとの名護宜野座線沿いには昭和25年ごろから市民の上水道の水源地となっている九年又ダムが位置することから、水源涵養林としての機能も併せ持っている。
中心となる風致資源	<ul style="list-style-type: none"> • 国頭山地の南部にあたる自然度の高い緑地帯
種別	<ul style="list-style-type: none"> • 第2種風致地区：自然度の高い地形骨格部の緑地帯（ダム周辺含む） • 第4種風致地区：用途地域が指定されている丘陵ふもと
風致保全目標	<ul style="list-style-type: none"> • 名護中央公園と一体となった市街地を取り囲む自然度の高い緑地帯を保全する。 • 宅地については、隣接して九年又ダムも位置することから水源涵養も考慮し、緑と調和した良好な風致を創出する。
風致の保全及び創出に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> • 第2種風致地区に指定されている中心となる風致資源である自然度の高い緑地帯を保全及び創出する。 • 第4種風致地区に指定されている丘陵ふもとの地区内を通過する市道沿いの建築物や工作物については、接道部分の緑化に特に配慮し、自然度の高い緑地帯に連続する風致の保全と創出に努める。また、その他の宅地においては、ダムや自然度の高い緑地帯に連続する風致を保全及び創出に努める

九年又風致地区



④前原風致地区（石川市管理）

位置	石川市楚南、山城、東恩納
指定年月日	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 52 年（1977 年）12 月 22 日決定告示 昭和 61 年（1986 年）6 月 24 日変更告示
指定面積	<ul style="list-style-type: none"> 4.9ha（昭和 52 年告示） 2.1ha（昭和 61 年告示）
関連制度の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域
指定経緯及び理由	<ul style="list-style-type: none"> 石川市南部の伊波と山城地域の境界をなす、琉球石灰岩の帯状の斜面地である。 昭和 45 年に返還された軍用跡地で、琉球石灰岩の断層に琉球松やガジュマル、オキナワクジャクシダ、イヌビワ、ヒメユズリハ、タブ、イジュなど自然植生が豊富に被い、メジロ、コゲラ、ヒヨドリ、キジバトなどの鳥類やイモリ、トカゲなどの多くの動植物の棲息場所になっている。また、地区内には文化財「伊波按司の墓」や「楚南大主の墓」があり、清明の季節には沖縄各地から参拝者が訪れてくる。 以上のような地理的特性、自然性、都市環境の維持等の観点から昭和 52 年に風致地区に指定された。 しかしながら、昭和 61 年に鉱業法による採石が台地部で行われ、当初の風致が維持できないことから、風致地区の一部を経変更し土地区画整理事業が導入された。
地区特性	<ul style="list-style-type: none"> 市街地と農村部の境界に位置する骨格的な緑地である。 土地区画整理事業区域の住宅地の背後で山城地域から眺望すると緑豊かな斜面で良好な景観となっている。
中心となる風致資源	<ul style="list-style-type: none"> 琉球石灰岩の断層に生い茂る斜面緑地
種別	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 種風致地区：全域
風致保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 琉球石灰岩の断層の斜面緑地は、良好な都市景観或いは都市部と農村部を縁取る象徴として保全する。 自然性と歴史・文化性が一体となった重要な地域であり、今後とも自然的環境を維持し、樹林地を保全する。
風致の保全及び創出に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 種風致地区に指定されている中心となる風致資源である斜面緑地を保全及び創出する。

前原風致地区

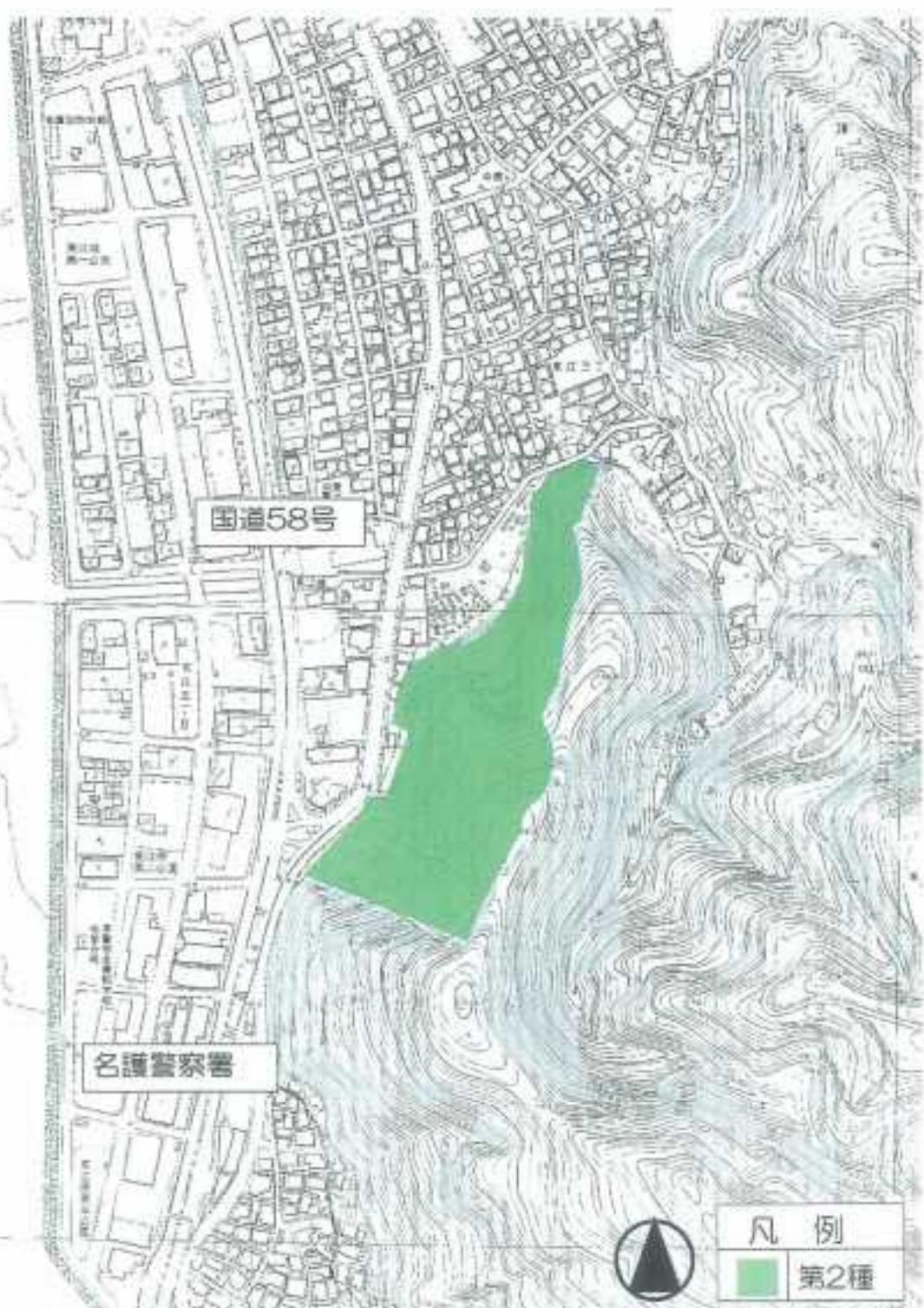


○風致地区全域、第2種風致地区

⑤東江風致地区（名護市管理）

位置	名護市世富慶、名護
指定年月日	• 昭和 38 年（1963 年） 7 月 16 日決定告示
指定面積	• 3.3ha（昭和 38 年告示）
関連制度の指定状況	• 森林地域 • 農業振興地域 • 急傾斜地崩壊危険区域
指定経緯及び理由	<ul style="list-style-type: none"> • 市街地の南入口付近の東側に位置し、中南部方面からの玄関口であり、緑豊かな名護を印象づける場所になっている。 • 東江は古くから名護の中心地であり、王府時代末の名護村は東江・大兼久・城の 3 か村からなっており、近世には名護番所、明治・大正期には国頭郡役所をはじめ官庁の諸出先機関がおかれていた。 • 本地区には、王府時代の万松院とよばれる寺院跡の由来を表す「寺山」という名称が残っている。 • 本地区の地形的な特徴としては、陣ヶ森風致地区から連続する標高 200m 以下の起伏の大きな丘陵地である。 • そのため、陣ヶ森風致地区同様に市街地を取り囲む名護岳山麓の一画を占め、緑豊かな名護中央公園の景観と連続していることから、その緩衝帯としての機能から風致地区に指定されている。
地区特性	• 都市の輪郭を形づくる地形骨格部に位置し、急傾斜地崩壊危険区域や地域森林計画区域を一部含む。
中心となる風致資源	• 国頭山地の南部にあたる自然度の高い緑地帯
種別	• 第 2 種風致地区：全域
風致保全目標	• 陣ヶ森風致地区と一体となった市街地を取り囲む緑地帯を保全及び創出する。
風致保全及び創出に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> • 第 2 種風致地区に指定されている中心となる風致資源である自然度の高い緑地帯を保全及び創出する。また、丘陵ふもとの墓地については、自然度の高い緑地帯に連続する風致を保全及び創出する。

東江風致地区



○風致地区全域、第2種風致地区

⑥陣ヶ森風致地区（名護市管理）

位置	名護市東江2丁目、名護
指定年月日	• 昭和38年（1963年）7月16日決定告示
指定面積	• 8.9ha（昭和38年告示）
関連制度の指定状況	• 用途地域 • 農業振興地域
指定経緯及び理由	• 九年又風致地区や名護中央公園から連続する標高200m以下の丘陵地である。 • 市街地を取り囲む名護岳山麓の一画を占め、緑豊かな名護中央公園の景観と連続し、その緩衝帯としての機能から風致地区に指定されている。
地区特性	• 都市の輪郭を形づくる地形骨格部に位置し、市街地への眺望が優れている。 • 十数年前から地元の有志により桜の木が植栽されており、一部は大木になりつつある。また、市街地からの見通しがよいことから、青年達による年末恒例の光文字が斜面地に設置され、市民の目を楽しませている。 • 緑の基本計画では、緑化重点地区になっており、頂上から市街地を一望に見渡すよさを生かして、市民の憩いの場および観光の拠点として位置づけられている。
中心となる風致資源	• 国頭山地の南部にあたる自然度の高い緑地帯
種別	• 第2種風致地区：用途地域を除く全域 • 第4種風致地区：用途地域
風致保全目標	• 名護中央公園と一体となった市街地を取り囲む緑地帯を保全及び創出する。 • 宅地については、丘陵ふもとの緑地景観と調和した良好な風致を創出する。
風致の保全及び創出に関する方針	• 第2種風致地区に指定されている中心となる風致資源である自然度の高い緑地帯を保全及び創出する。また、地区内を通過する県道18号線沿線の建築物や工作物等については、市街地からの見通しがきくことから、その色彩や形態の選定にあたっては風致に十分に配慮する。 • 第4種風致地区に指定されている宅地においては、市街地を取り囲む緑地帯と一緒に風致の保全及創出に努める。

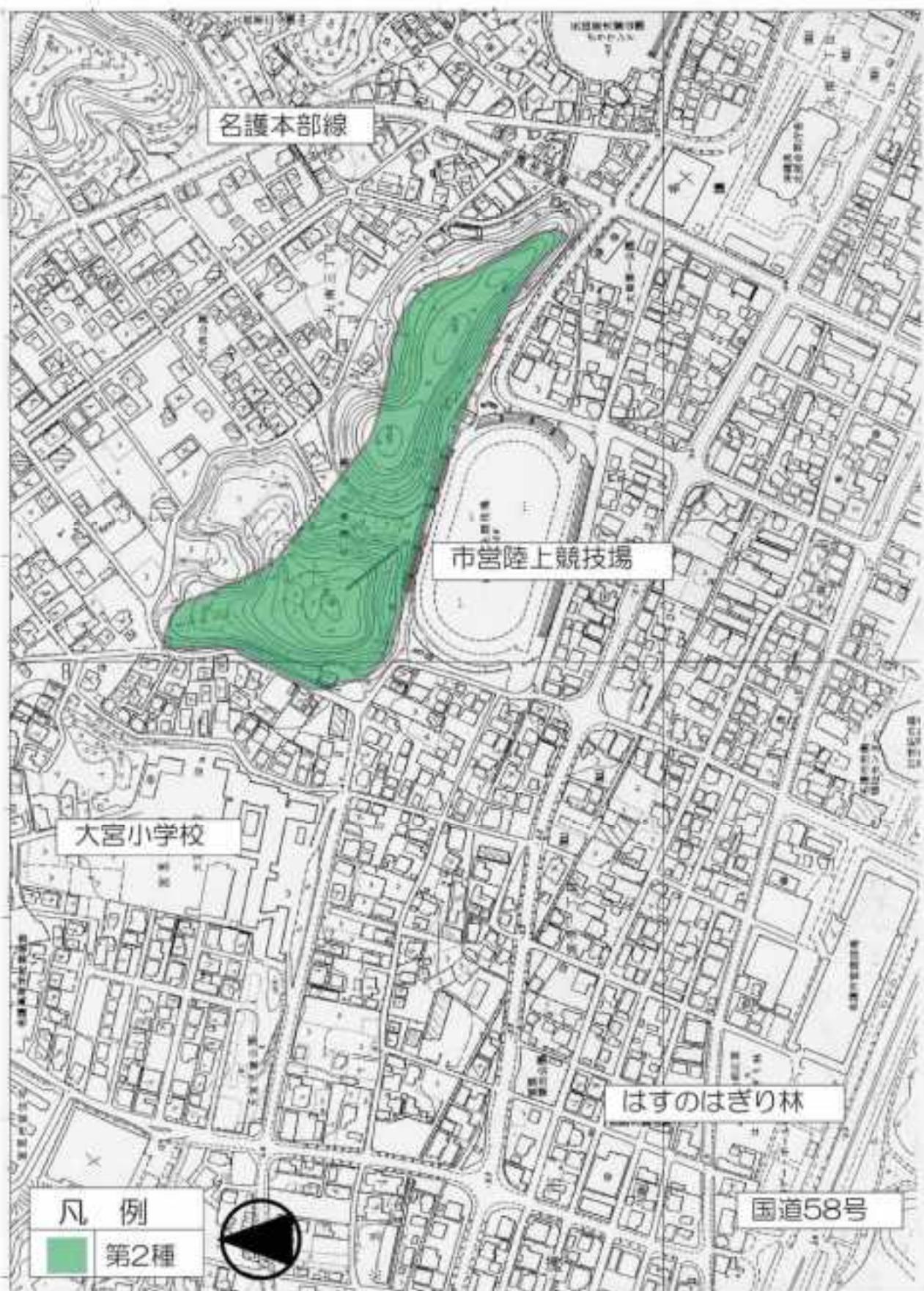
陳ヶ森風致地区



○用途地域を除く全域を第2種風致地区、用途地域を第4種風致地区

⑦大宮風致地区（名護市管理）

位置	名護市大南3丁目
指定年月日	<ul style="list-style-type: none"> 昭和38年（1963年）7月16日決定告示
指定面積	<ul style="list-style-type: none"> 3.4ha（昭和38年告示）
関連制度の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域 都市公園地域 森林地域
指定経緯及び理由	<ul style="list-style-type: none"> 名護市営陸上競技場の北側に隣接して位置する。 指定当時の30年代は市街地の郊外部に位置し、北部地域の中心的な陸上競技場のクサティヌムイ（包護林）的な機能を有し、環境の安定維持に寄与していることから風致地区に指定された。
地区特性	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域で市街地が進展した中で貴重な緑地空間となっており、小動物の休息の場、逃避の場としても重要な地区である。 長年にわたって市民に親しまれてきた場所であり、市街化が進んだ中にあって、残存する小残丘の貴重な緑地空間となっている。 昭和57年に地区公園の名護兼久公園として指定されている。
中心となる風致資源	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の中に残存する小残丘の緑地帯
種別	<ul style="list-style-type: none"> 第2種風致地区：全域
風致保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 市民に親しまれてきた小残丘の緑を名護市営陸上競技場と一緒にしたクサティヌムイの風致景観として保全及び創出する。
風致の保全及び創出に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 第2種風致地区に指定されている中心となる風致資源である小残丘の緑を保全及び創出する。特に、点在する墓地については、小残丘の風致の保全及び創出に努める。また、宅地においては、小残丘の緑と一緒にした風致の保全及び創出に努める。 今後の公園整備については、クサティヌムイの風致景観を保全及び創出に努めるよう配慮する。



4) 風致地区における風致の保全及び創出のための施策に関する事項

風致地区内における風致を保全及び創出するため、次の施策を推進する。

①風致資源及び風致の保全と創出

中心となる風致資源を保全するため、それぞれの地区特性や周辺地域の状況も勘案し、都市公園、緑地保全地区、保安林、市民緑地、保存樹等の指定や緑地協定等、都市公園法や法令に基づく地域制緑地、条例に基づく地域制緑地、協定など関連する制度との連携を図る。また、中心となる風致資源を包み込む風致の保全及び創出するため、「沖縄県景観形成条例」や「市町村の環境保全または景観保全条例」との連携強化も積極的に図る。

②運用体制の強化、普及、啓発活動の推進

「沖縄県広域緑地計画」や「沖縄県総合緑化基本計画」等の上位計画との調整も踏まえつつ、緑地施策行政の連携強化をはじめ、風致保全の重要性や考え方についてホームページ等により情報発信を継続的に行う。

各家庭への苗木の配布や道路事業等においては植栽帯の充実化など必要な支援策を講じる。

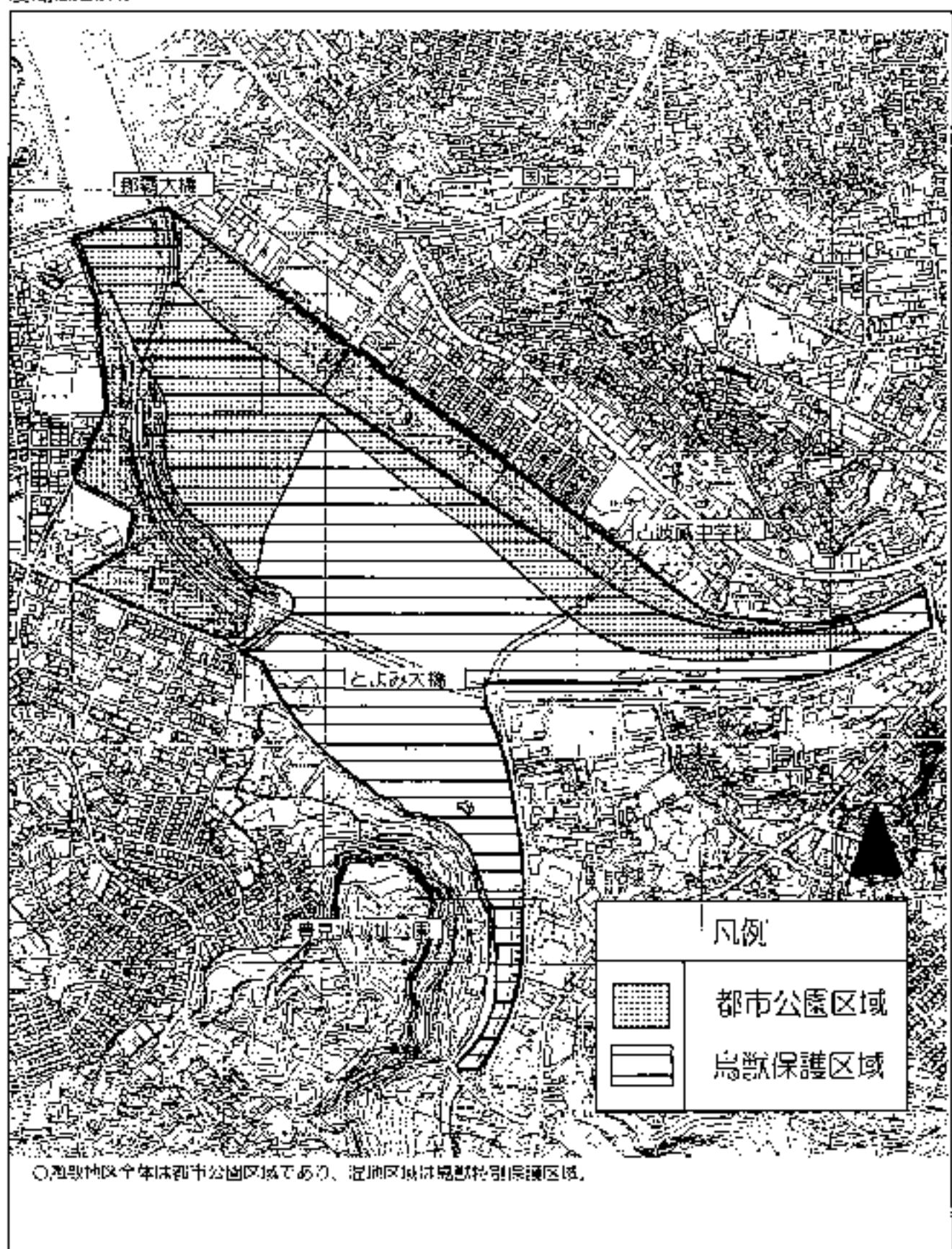
③風致地区指定の推進

都市における緑地環境を適切に保全し、豊かな都市環境のもとで安らぎのある生活がおくれるように、今後とも風致地区の指定を推進する。

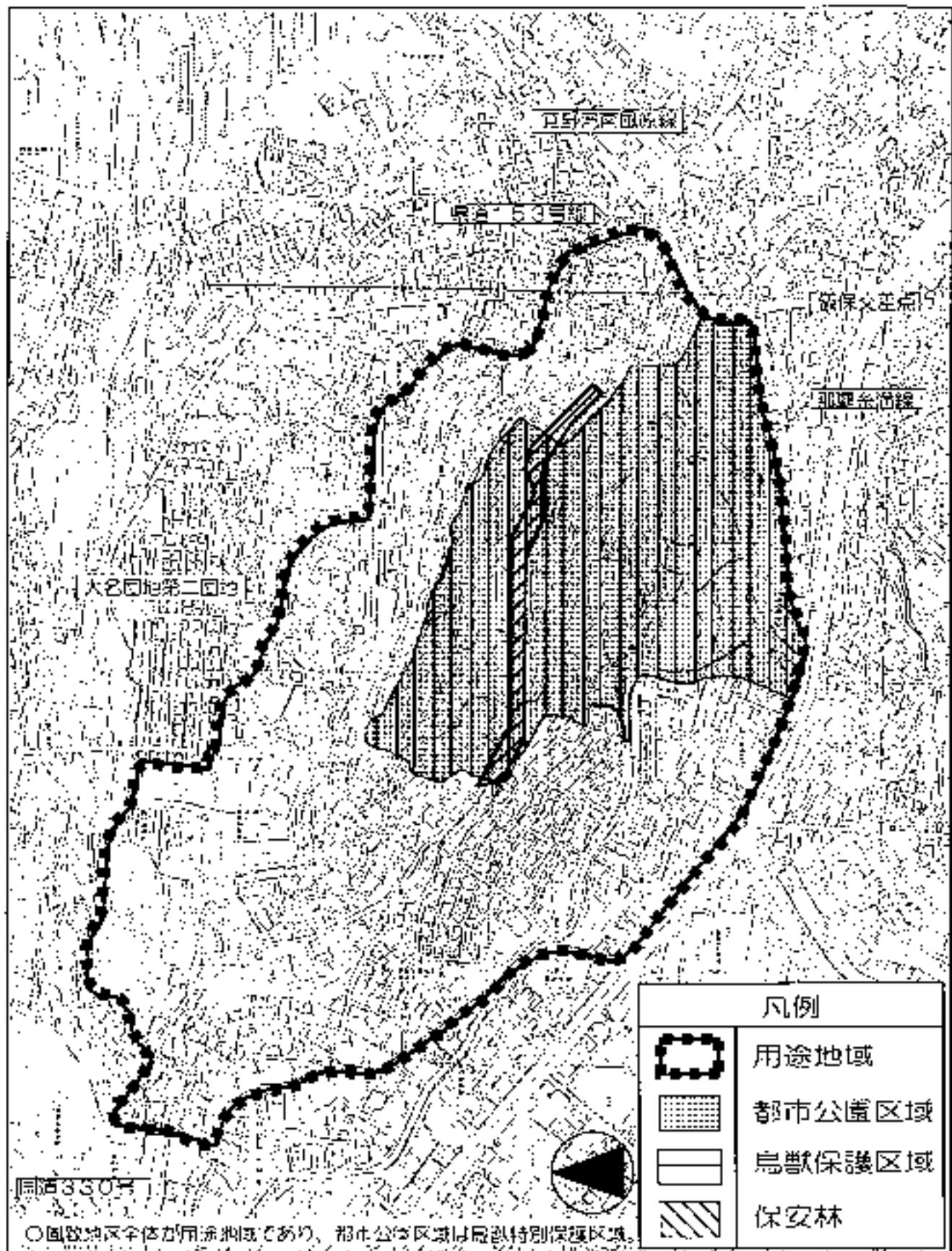
特に、市街地の周辺における風致環境及び市街地に残された貴重な緑地等に重点的に導入を進め、都市の環境緑地帯形成を図る。

—参考資料（風致地区における関連制度の指定状況）—

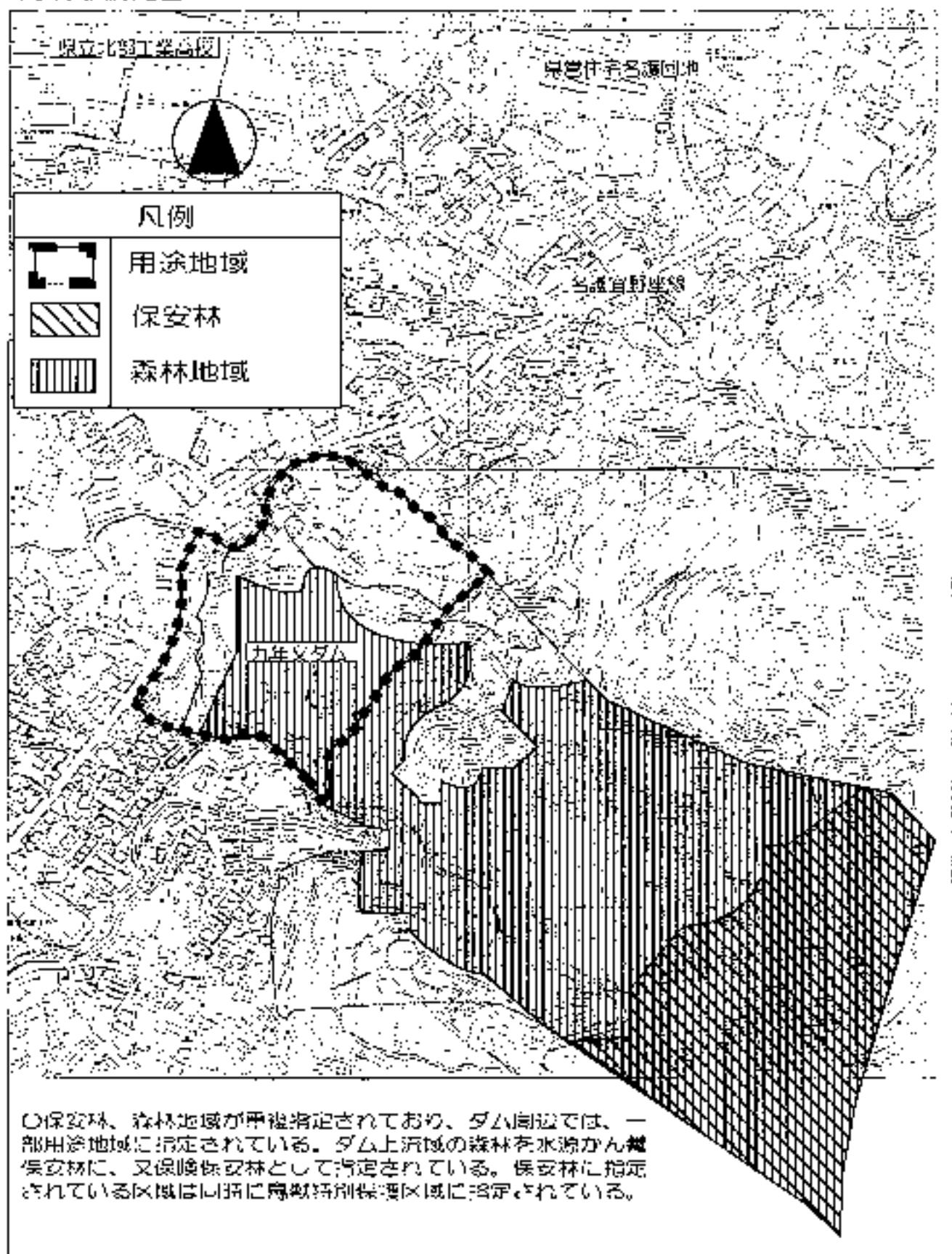
瀬湖風致地区



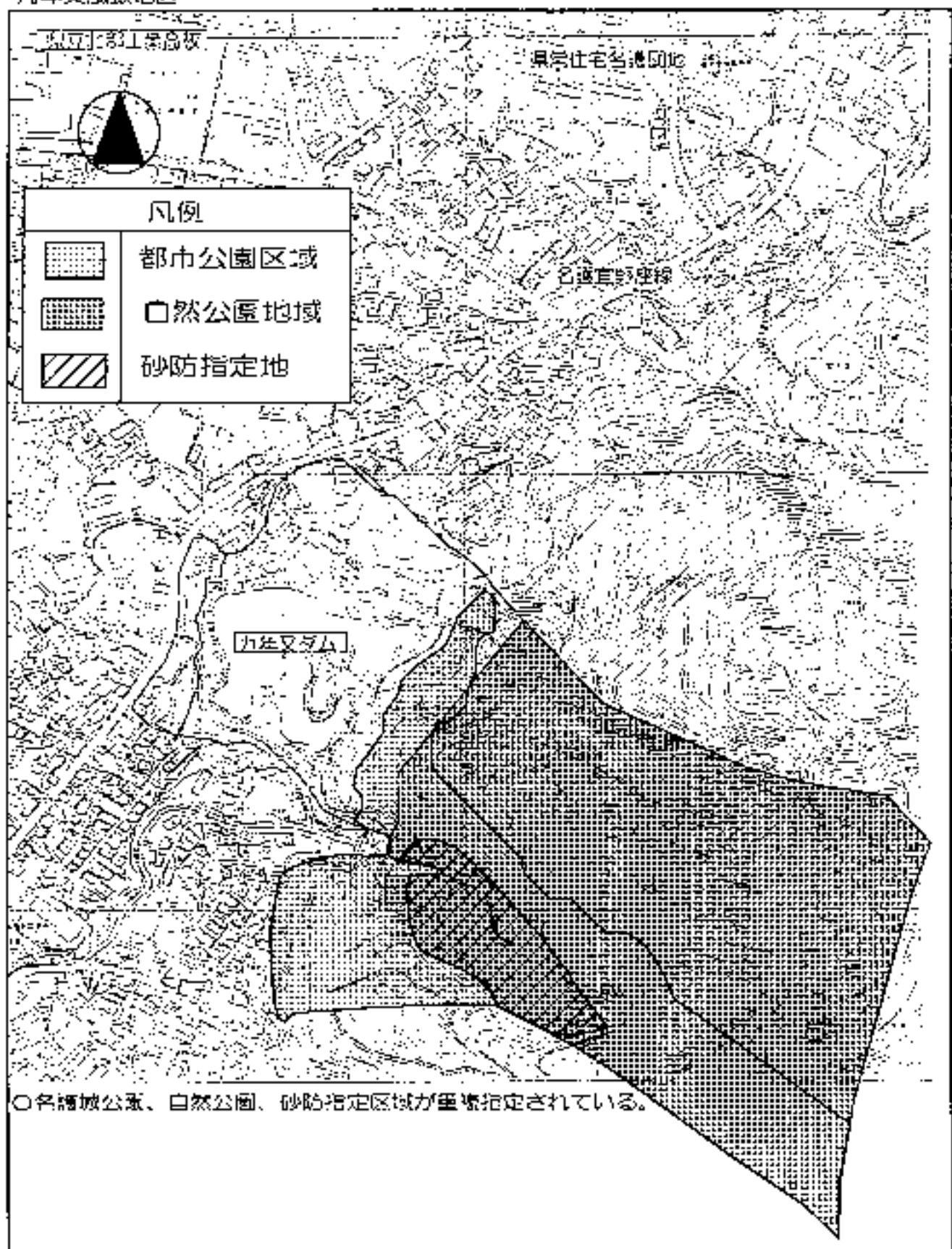
末吉園致地区



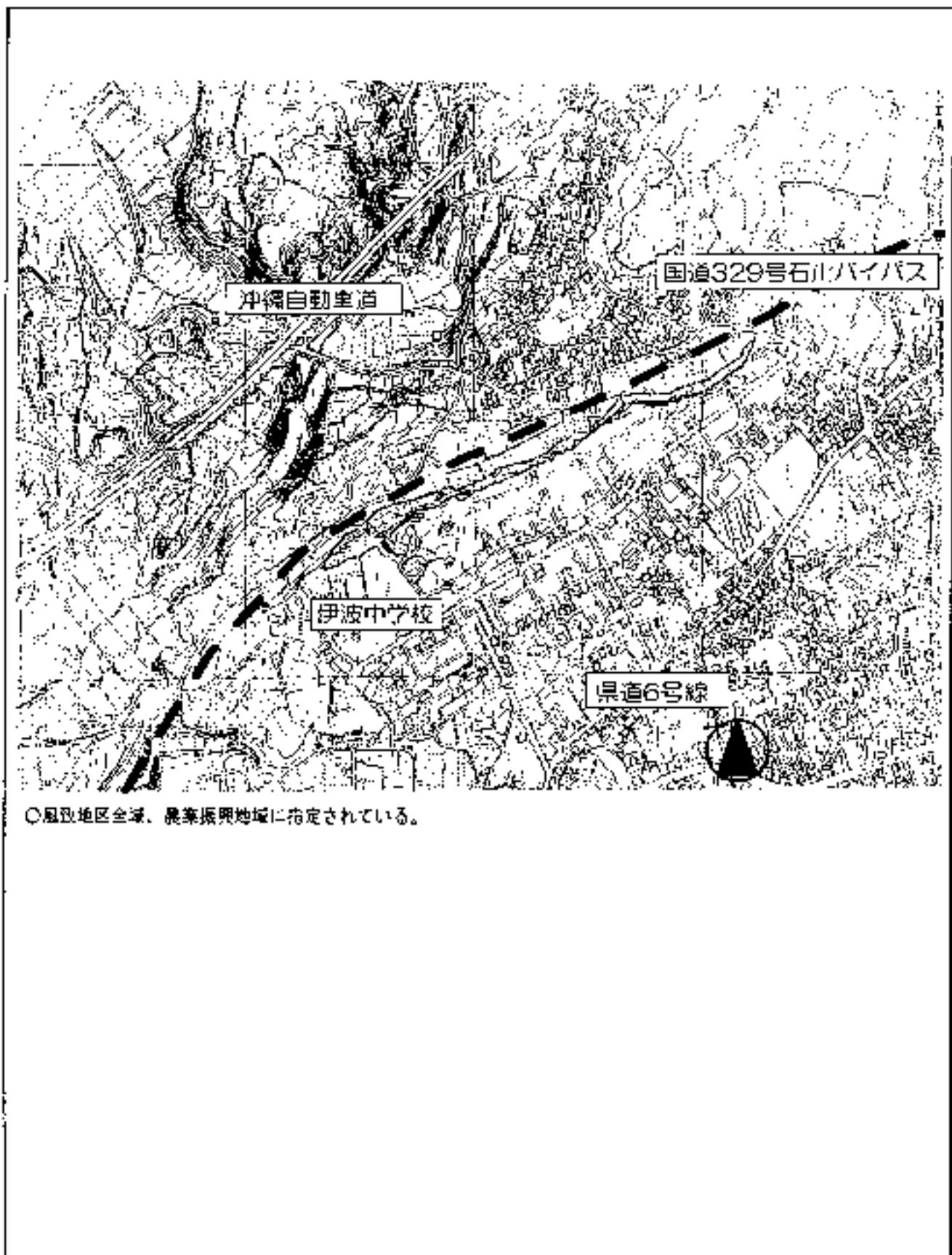
九年又風致地区



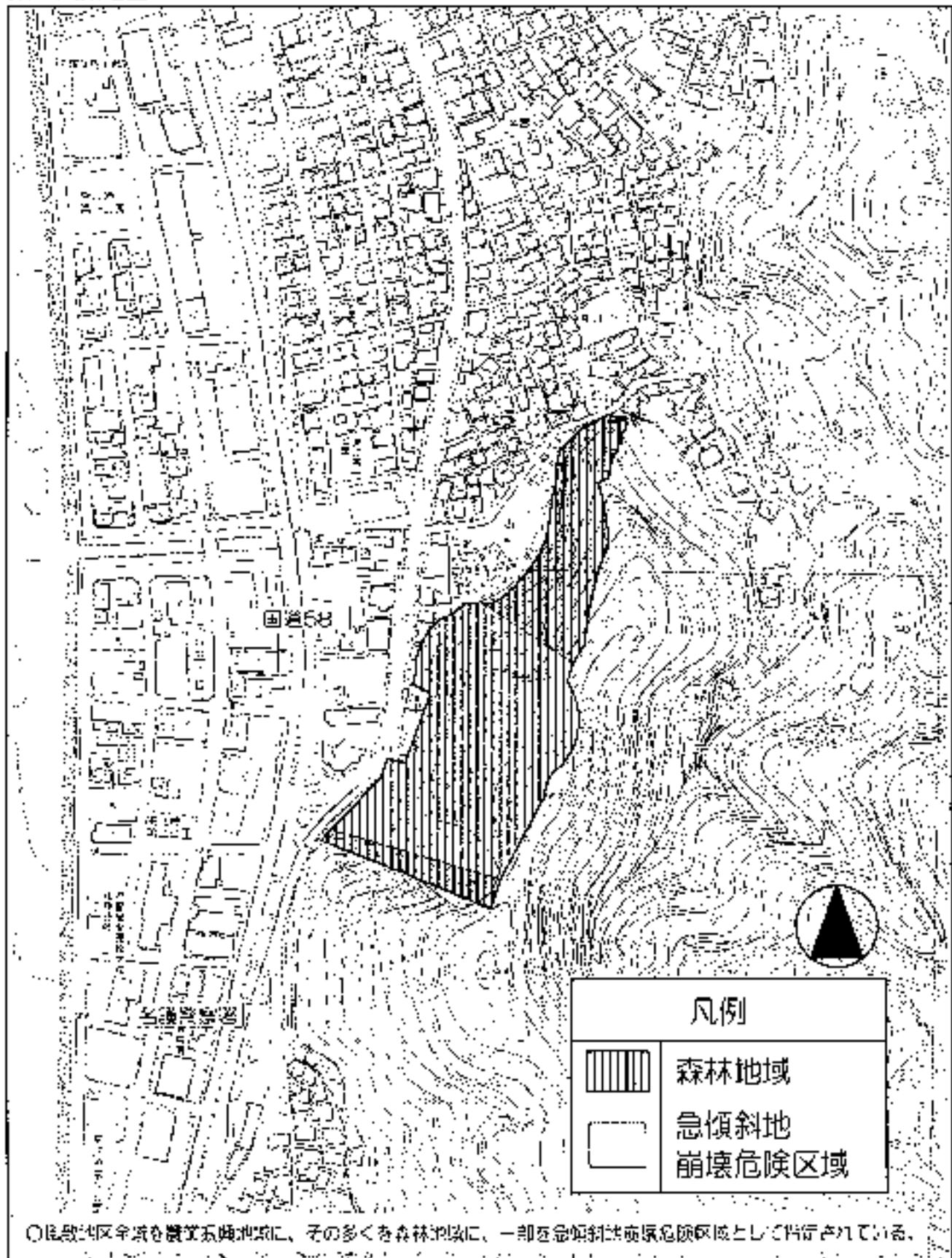
九年又風致地区



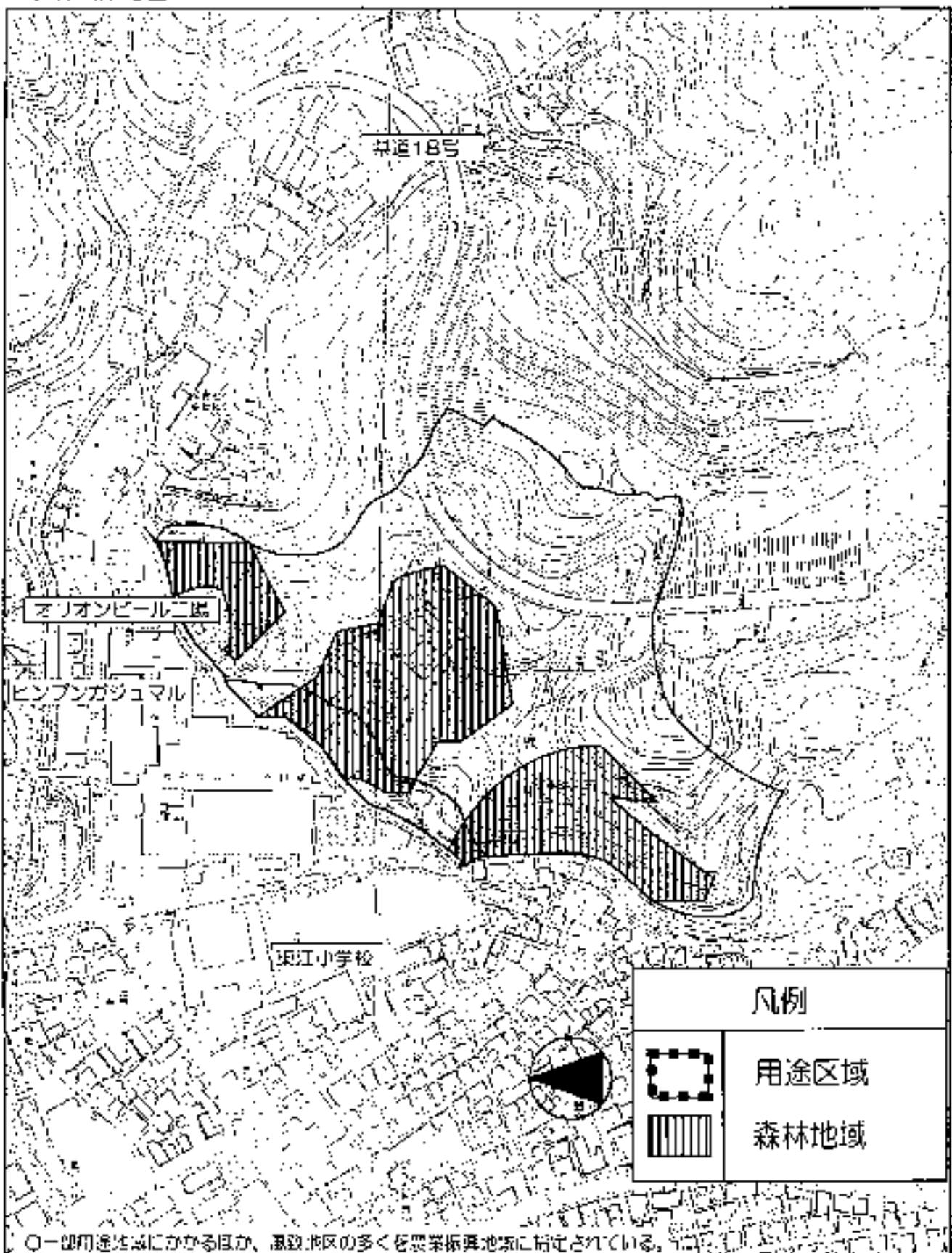
前原畠致地区



東江風致地区



練ヶ森風致地区



人宮廻遊地区

